

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（訪問介護相当サービス）

※下記一覧はあくまで参考であり、状況によって追加の書類が必要となる場合もあります。

△印は、変更がある場合等必要に応じて提出する書類

○印は、必ず必要となる書類

変更等の事項 添付書類	法人に関する変更		事業所に関する変更										加算		休止	再開	廃止	様式	
	名 ・ 住 所	法 人 の 名 称 ・ 所 在 地 ・ 代 表 者 の 氏 名	事 業 所 の 電 話 番 号 ・ F A X 番 号	建 物 の 構 造 ・ 専 用 区 画 等	管 理 者 に 関 す る 変 更 ※ 注 1	サ ー ビ ス 提 供 責 任 者 に 関 す る 変 更	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	営 業 日 ・ 営 業 時 間	従 業 員 ※ 注 2	利 用 料	通 常 の 事 業 実 施 地 域	L I F E へ の 登 録	介護職員処遇改善加算 ※注3		休 止 ※ 注 4	休 止 か ら 再 開		事 業 廃 止
														△	△	○			
変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							様式第4号
運営規程の新旧対照表 ※注5	○				△	△	○	○	○	○	○	○		△	△		△		参考様式7
運営規程 ※注5	○				△	△	○	○	○	○	○	○		△	△		○		
法人の登記事項証明書(原本)	○																		
「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」【変更日から4週間分】 ※兼務している場合は兼務先全体の「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」【変更日から4週間分】					○	○			○	○							○		参考様式5
申請者及びその役員等が欠格事由に該当しない旨の誓約書 ※注6	○																		参考様式6
経歴書 ※注7						○													参考様式2
訪問介護相当サービスの事業者指定に係る記載事項					○	○													別紙1-2
資格証明書(写し)(婚姻等により姓が異なる場合は、戸籍抄本等の確認ができる書類を添付)[合格証書は不可]						○													
辞令、雇用契約書、労働条件通知書、給与台帳の写し等の雇用関係がわかるもの					○	○													
・平面図【変更前の図面も添付】 ・設備の概要				○					○										参考様式1 参考様式2
豊山町介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>													○	○	○				別紙2
豊山町介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表													○	○	○				別紙3
廃止・休止届出書																○		○	様式第5号
再開届出書																	○		様式第6号
・事業再開に向けての取組状況を記載した書類(任意様式) ・利用者の引継状況が分かる書類(任意様式) ・休止および廃止における誓約書 ・職員の募集広告等																○			参考様式9
・利用者の引継状況が分かる書類(任意様式) ・休止および廃止における誓約書 ・指定(更新)通知書の原本																		○	

注1) 兼務関係の変更も届出が必要です。兼務関係に変更があった場合は、運営規程も変更してください。

注2) 人員変更は特例措置があります。詳しくは、HPを参照してください。

注3) HP上の「処遇改善加算について」を確認してください。

注4) 休止届は、やむを得ず人員基準等を満たさなくなりましたが、法人として事業継続の意思を有する場合における届出(最長6か月)であり、状況によっては、当てはまらない場合もありますので十分検討してください。

注5) 各種変更等により、運営規程の変更が生じる場合は、新旧対照表とともに添付してください。変更が生じない場合は添付する必要はありません。

注6) 住所及び氏名(婚姻等による)の変更のみの場合は、添付する必要はありません。

注7) 住所及び氏名の変更のみの場合は、添付する必要はありません。